

## 偕楽園公園センター展示室貸出規定

### (趣旨)

第1条 この規定は、偕楽園公園センターの展示室(以下「展示室」という。)の貸し出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出の対象者)

第2条 展示室は、芸術文化及び緑化普及の向上に資することを目的として、その創作活動を行う県内の団体に貸し出しするものとする。ただし、営利を伴うものについては貸し出しを行わないものとする。

### (貸出の範囲)

第3条 展示室の貸し出しにあわせ、附属設備を貸し出すものとする。

### (使用料)

第4条 展示室及び附属設備の貸し出しに関する使用料は、無料とする。

### (貸出期間)

第5条 原則として7日以内(展示作品の準備撤去日を含む)とする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)を除くものとする。

### (貸出時間)

第6条 原則として午前9時から午後4時30分まで(展示作品の準備撤去時間は午前9時から午後4時まで)とする。

### (展示できる作品の内容等)

第7条 展示できる作品の内容及び種類は、次表に掲げるものとする。

作品の内容	芸術文化作品及び緑化普及に寄与する作品であり、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがないものとする
作品の種類	絵画、書、写真、彫刻、版画、工芸、盆栽、水石、生け花等の創作作品とする

### (利用の受付)

第8条 利用の受け付けは、毎年12月に偕楽園公園センター展示室利用申込書(様式第1号)により翌年度の利用の受付を行うものとする。

2 前項により、貸し出しをする同一日に2以上の利用希望があった場合は、協議によるものとする。

### (展示品の管理責任)

第9条 展示作品の管理については、利用者の責任において行うものとする。

### (展示の準備撤去及び報告)

第10条 展示作品の搬入搬出及び飾り付け等の準備撤去作業は、利用者が行うものとする。

2 展示前及び展示後の作品は預からないものとする。

3 会場の復元、整理整頓、清掃は利用者が行うものとする。

4 利用者は、貸出期間の利用が終わり次第、偕楽園公園センター展示室利用報告書(様式第2号)を偕楽園公園センターに提出するものとする。

### (その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、この施設の貸し出しに関し、必要な事項は茨城県水戸土木事務所長が別に定める。

### 附 則

この規定は、平成24年11月26日から施行する。